第2号様式（東京都工事施工規程第8条）

修繕設計書

添付図 内訳書 仕様書 1式		東京たま広域資源循環組合　業務課				
			課長	係長	検算	設計者

修繕件名	谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕		
修繕場所	東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸地内（谷戸沢処分場）		
施工方法	修繕	工期	契約日翌日～令和9年3月26日まで

施工理由

谷戸沢処分場格納庫シャッターは昭和59年に設置して以降更新等を実施していないため、経年劣化が著しい。本修繕は、設備が正常に稼働し続けられるように、予防保全として部品の交換を行うものである。

設計概要

谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕　　1　式

支出科目	年度 令和8年度	会計 一般会計	款 3　衛　生　費	項 1　清　掃　費
			目 3　谷戸沢処分場費	節 10　需用費

	区分 設計総額		金額　　円	摘要
	内訳	設計金額		
		消費税		

［工事件名］　谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕

工　事　費　総　括　書

種　別　内　訳	内容(数量)	金　額　円	摘　要
直接工事費 谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕	一　式		
【直接工事費計】			
共通仮設費計	一　式		
【純工事費計】			
現場管理費	一　式		
【工事原価計】			
一般管理費等	一　式		
【工事費計】			
【工事価格計】			
消費税及び地方消費税の額	一　式		
【請負目途額計】			

実施細目様式－４

［工事件名］　谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕

工　事　総　括　書

［事業区分名］

工事区分・工種・種別	内容（数量）	金　額　円	摘　要
谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕			
谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕	一　式		
谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕	一　式		
谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕	一　式		第　１号表内訳のとおり
直接工事費計			
共通仮設費（率分）	一　式		第　２号表内訳のとおり
共通仮設費計			
純工事費計			
現場管理費			
工事原価計			
一般管理費等			
工事費計			
工事価格			
消費税及び地方消費税の額			
請負目途額			

実施細目様式－４の２

［工事名］谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕

第　１号

種　別　内　訳　書

種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単価	金額 円	摘要
谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕						
材料費						
重量シャッター	W=9,205mm×H=3,990mm	1	式			
電動開閉装置（三相200V）	障害物検知装置・急降下停止装置含む	1	式			
熱押形鋼耐風形レール（スチール1.6t）	耐風仕様増金	2	個			
押釦ボックス	C形　１個用	1	個			
防錆塗装材	施工費込み	1	式			
指定色焼付塗装材	施工費込み	1	式			
労務費						
レール設備更新、復旧工事費		1	式			
工事設置費	取外し（スクラップ処理）含む	1	式			
二次側配線・障検装置結線調整費		1	式			
高所作業車費用		1	式			

実施細目様式－４の２

［工事名］谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕

第　２号

種　別　内　訳　書

種別・細別・内訳	形状・寸法	数量	単位	単価	金額 円	摘要
共通仮設費（率分）						
共通仮設費（率分）		1.0	式			

特記仕様書

谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕

令和８年度

東京たま広域資源循環組合

特　記　仕　様　書

１．修繕件名　谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕

２．修繕場所　東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸地内（谷戸沢処分場）

３．修繕理由　谷戸沢処分場格納庫シャッターは昭和 59 年に設置して以降更新等を実施していない為、経年劣化が著しい。本修繕は、設備が正常に稼働し続けられるように、予防保全として部品の交換を行うものである。

４．修繕期間　契約締結日の翌日から令和９年３月２６日まで

５．修繕内容　谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕　　１式

重量シャッター、電動開閉装置及びレール等を耐風仕様の製品に更新する。更新対象製品・部品は「図（1/1)」または「表 1. 更新部品一覧表」を参照すること。なお、修繕を実施の上で、足場や養生等が必要な場合をそれも含むとする。作業後、正常に作動する事を確認後完了とする。

６．そ の 他　・修繕施工及び廃材処理等については、関係法令等を遵守すること。
・図（1/1）は参考図となるので、見積り作成の際に事前に現場確認等が必要な場合はあらかじめ担当所管に連絡の上来場すること。また、施工内容についても確認が必要な場合は事前に担当所管へ連絡すること。
・更新対象製品・部品は同等品可とする。

第１章　総　　則

１－１　適用範囲

本仕様書は、東京たま広域資源循環組合　（以下「組合」という）が発注する『谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕』に適用する。

また、本仕様書に明記されていない事項でも、本修繕の目的達成のために必要なものは、原則として修繕受注者（以下「受注者」という）の責任において完備しなければならない。

１－２　関係法令および規格、基準等の遵守

本工事は、下記の法令、規則、指針等を準用するが、特記仕様書に記載事項がある場合は、優先して適用する。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・労働安全衛生法
・騒音規制法
・東京都環境基本条例
・道路交通法
・東京都土木工事仕様書
・東京都財務規則
・東京都機械設備工事標準仕様書
・東京都電気設備工事標準仕様書

以上のうち「法」についてはそれぞれ、施行令、施行規則及び関連通達、通知等を含むものとする。

１－３　作業従事者及び現場代理人

（１）受注者は、予め、作業に従事する者（以下「従事者」という。）及び現場代理人を定めること。また、従事者のうち、作業用重機を運転する者は、重機の運転免許を有するとともに、相当の経験を有する者であること。

（２）従事者の勤務状態が、不適当と判断されたときには、監督員は現場代理人に対し従事者の変更を命ずることができる。

（３）受注者は、従事者の業務にふさわしい制服を着用させるとともに、常に清潔に保つよう配慮すること。

（４）受注者は、従事者の出欠状況を把握し、作業等に支障のない人員を常に従事させること。

１－４　材料および機器等

使用材料および機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし日本産業規格（ＪＩＳ）、電気規格調査会規格（ＪＥＣ）、日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。また、使用する部品は、メーカー純正品又は同等品以上とする。同等品以上を使用する場合、証明書類等を監督職員に提出し事前に承諾を得るものとする。

交換部品一覧表

品名	形状・寸法	数量	単位
重量シャッター	W=9,205mm、H=3,990mm	1	式
電動開閉装置	三相 200V	1	個
障害物検知装置		1	個

急降下停止装置		1	個
熱押形鋼耐風形レール	スチール 1.6t	2	個
耐風仕様増金		1	式
押釦ボックス	C形　1個用	1	個

1－5　検査および試験

本施設に使用する機器・材料の検査及び試験は下記により行うこと。

（1）立会検査及び試験

指定機器・材料の検査及び試験は、原則として当組合もしくは当組合が指定する者の立会のもとで行うこと。ただし、当組合が特に認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに替えることができる。

（2）検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ当組合の承諾を受けた検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

（3）検査及び試験の省略

公的機関などが発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。

（4）経費の負担

工事に係わる検査及び試験の手続きは、受注者において行い、これらに要する経費は受注者の負担とすること。

1－6　技術者

（1）受注者は各修繕について十分な知識と技術を有する技術者を選定しなければならない。

（2）受注者は関係法令に係る有資格者が必要な場合は、必要に応じて有資格者を配置するものとする。

1－7　特許権の調査

本工事の特殊な施工方法に関する特許権については、その有無を事前に調査すること。

1－8　作業日及び作業時間

（1）各設備の作業は、原則として土曜、日曜日、祝日を除く平日とする。ただし、休日であっても監督員より指示があった場合は、作業を行うこと。

（2）作業等の開始は午前 8 時 30 分からとし、原則として、午後 5 時までには、後片付けも含めすべての作業を終了すること。

なお、上記時間内に作業が終了しない場合には、監督員の指示に従い作業を継続することができる。

1－9　異常気象時の対応

地震、台風等の異常気象が発生し、その後の作業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、監督員の指示により、休日等にかかわらず対応すること。

１－１０　安全対策

受注者は、労働安全衛生法に基づき十分な安全衛生管理を行い、労働災害の発生防止に努めるとともに、第三者の災害発生防止に万全の対策を講ずること。

１－１１　環境保全

受注者は、騒音・振動および大気汚染など周辺生活環境へ悪影響を及ぼさないよう騒音対策型および排ガス対策型重機の使用等、万全の措置を講ずること。

１－１２　費用負担

組合が貸与又は支給する資材を除き、器材、作業員詰所、電気、水道設備及び燃料費、電気、水道料金、電話料金、人件費、公租、公課等の費用は受注者の負担とする。

１－１３　監督員等への対応

監督員等が立ち会うときは、誠意をもって対応すること。

１－１４　記録写真

監督員の指示に従い現場写真の撮影を行い提出すること。

１－１５　提出書類

（１）設計書等

受注者は契約後、ただちに次の図書を各１部提出すること。

① 着手届（工程表含む）
② 現場代理人及び主任技術者等通知書
③ 施工計画書
④ 承諾図
⑤ その他当組合の指示するもの

（２）完成図書

受注者は修繕竣工に際し、完成図書として次のものを提出すること。

① 完了届（実施工程表含む）	１部
② 修繕報告書（竣工図、機器完成図、保証書等）	１部
③ 工事記録写真帳	１部
④ 電子データ（CD-R）	１式

１－１７　疑義

本仕様書等の記載事項等に疑義及び不明な点があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

第２章　施工計画

２－１　施工計画の承認

受注者は、本修繕着手前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得なければならない。また、必要に応じて施工図を提出し、同様に監督員の承認を得なければならない。

２－２　施工計画の変更

施工計画または施工図を変更しようとする場合には、あらかじめ監督員と協議し承認を得ること。

第３章　特記仕様

３－１　施工管理要領

（１）施工時は、使用材料，工程、品質、環境について各工程の報告を監督員にすること。

（２）工程管理は、事前に変更が生じた場合は速やかに監督員に報告し適切な処置を講ずること。

（３）整備報告書及び機器の稼働試験を行い、試験成績書を提出すること。

３－２　安全管理

（１）受注者は、作業中に事故や施設等に損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに指示に従うこと。また、速やかに事故報告書を提出すること。

（２）その他労働安全衛生法、消防法等に留意すること。

３－３　廃材の処分について

廃棄物等の処理については、原則として修繕案件ごとに、関係法令の規定に従い、受注者の責任において適正に行うとともに写真等で確認できるように書類等を整理しておくこと。

提出書類

(1) 産業廃棄物に係る許可証の写し（収集運搬許可証および処分業許可証）

(2) 廃棄物処理委託契約書の写し

(3) 運搬ルート図

(4) マニフェスト

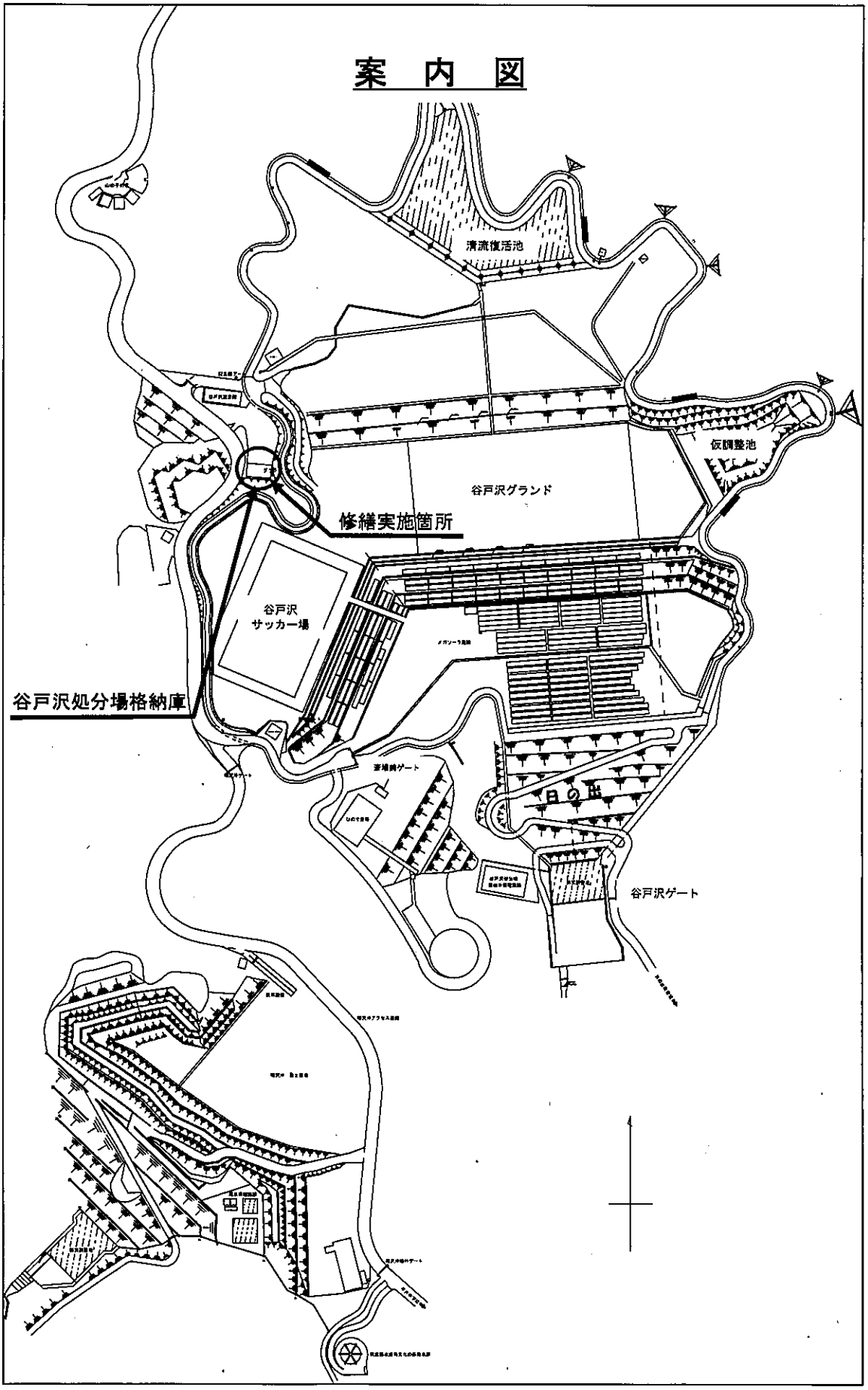
受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。

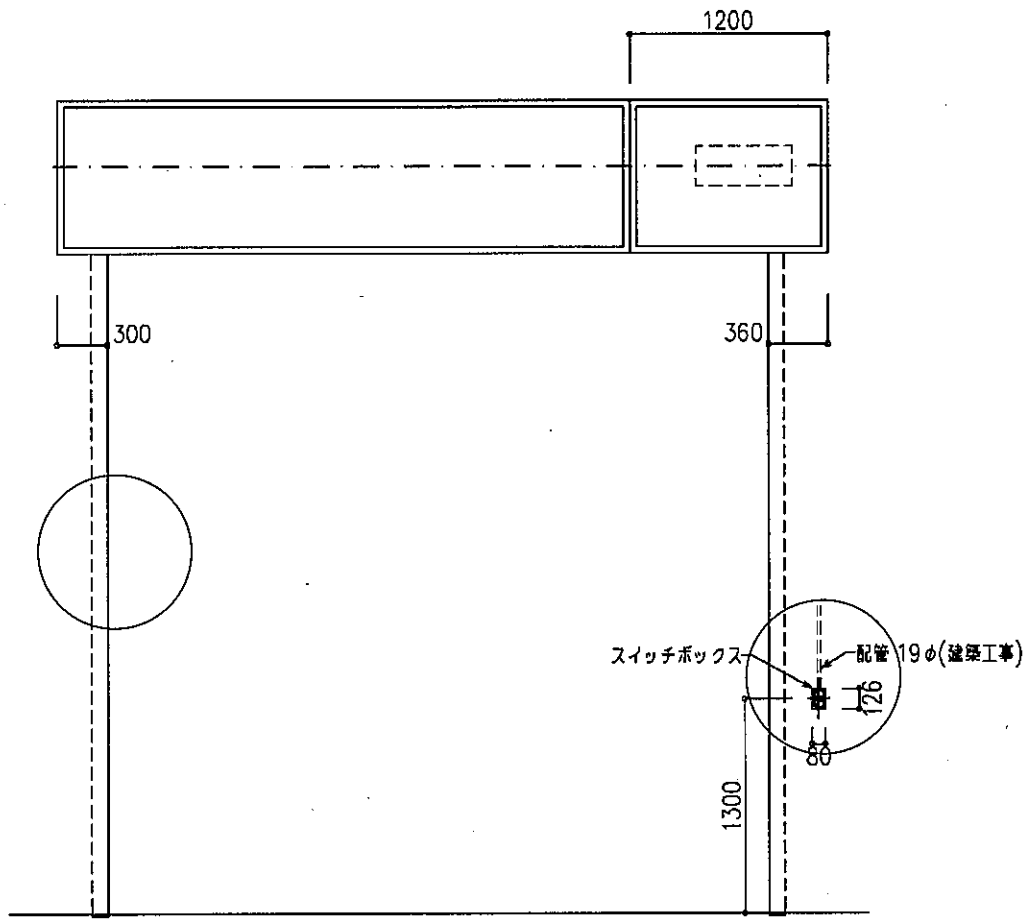
なお、電子マニフェストを利用する場合は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示すること。

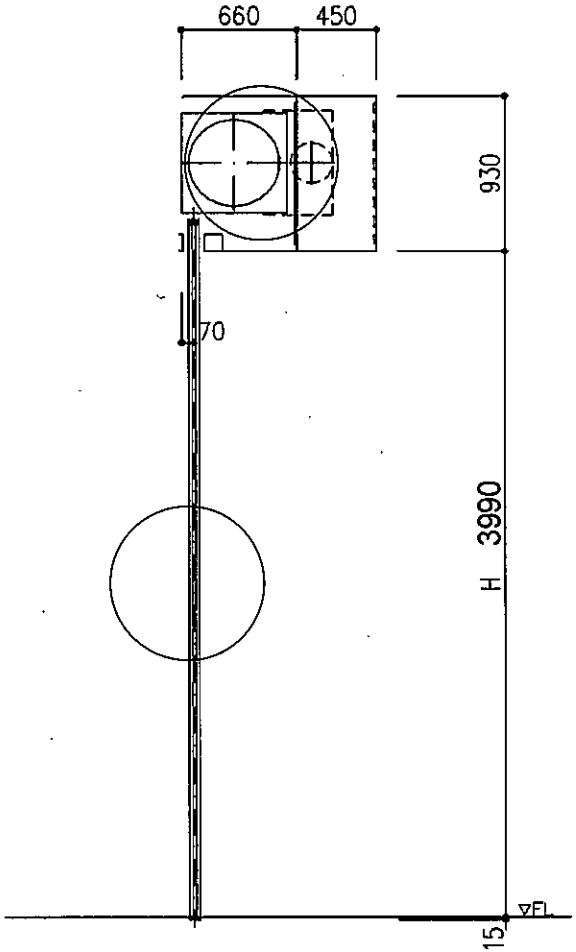
(5) 集計表の提出

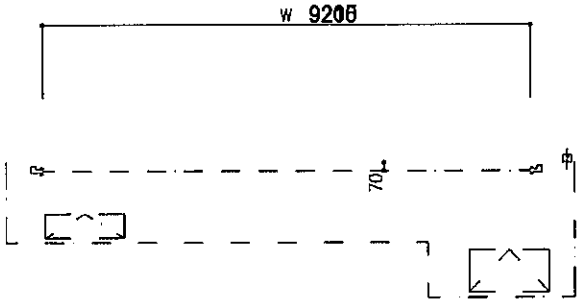
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出すること。

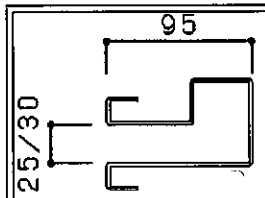
案　内　図











ガイドレール適用内のり幅限界

		ガイドレール深さ			
		60	75	90/95通	120
W	A1	5.0m	5.3m	5.7m	-
	A1副風	-	-	8.8m	-
	A2	-	6.4m	6.9m	7.4m
	A2副風	-	-	10.8m	-

○更新対象部品

修繕件名	谷戸沢処分場格納庫シャッター修繕
修繕箇所	東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸地内
図面名称	構造図（参考図）
縮尺	FREE
作成年月日	令和６年１２月
図面番号	1/1

事務局長	所長	主査	設計	製図

東京たま広域資源循環組合